

○総務省令第九十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三十九条第七項、第七十三条第一項及び第四百条の三第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の六第一号を次のように改める。

一 無線電話、遭難自動通報設備、レーダーその他の小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備のみを設置する船舶局（国際航海に従事しない船舶の船舶局に限る。以下「特定船舶局」という。）

第四十一条の二の六中第二十三号を第二十四号とし、第八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 船舶局（F二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備のみ又はこれと第十二号のレーダーのみを設置するものに限る。）

第五十一条の十五第二項の表三の四の項中「及び法第二十七条の三十二」を「、法第二十七条の三十二及び法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第五号中「第四十一条の二関係」を「第四十一条の四関係」に改め、同表十(2)中「船舶安全法」の下に「（昭和八年法律第十一号）」を加え、同十(3)中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同(3)を同十(4)とし、同十(2)の次に次のように加える。

(3) 特定船舶局であつてF二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。）、簡易型船舶自動識別装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

五年